

たんぽぽ保育園 登園許可書

医師

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いいたします。

園児氏名

該疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 * 以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症）	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O 157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患は他児への感染のおそれはないと判断したので、
平成 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

証明日：平成 年 月 日 医療機関名

医師名 印

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より ※一部「学校健康安全法施行規則準用

※ 登園許可書と登園届の2種類がありますので、お間違えのないようにお願い致します。

必ず保育士に手渡ししてください。

たんぽぽ保育園 登園届

保護者

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。児童がよくなる下記の感染症については、「登園のめやす」に沿って、かかりつけの医師の診断に従って登園届を保護者が記入をし、提出をお願いします。

なお、登園する際は保育園での集団生活に適應できるように、全身状態が良好であることが基準となりますので、ご配慮ください。

たんぽぽ保育園 園長あて	登園届
病名「 平成 年 月 日 医療機関名「 」と診断され	クラス名 園児氏名 」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
平成 年 月 日	保護者氏名

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24時間経過し、発熱、発疹の症状が回復するまで
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より ※一部「学校保健安全法施行規則準用

※ 登園許可書と登園届の2種類がありますので、お間違えのないようお願い致します。

必ず保育士に手渡ししてください。